

IAJapan 測定のトレーサビリティに関する方針(URP23)改正案 新旧対照表

(下太線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>1.目的～ 5.計量計測トレーサビリティの概念 略</p> <p>6.計量計測トレーサビリティに関する基本方針</p> <p>6.1 試験・校正等に用いる重要設備・装置</p> <p>IAJapan に認定・登録された試験事業者、校正事業者又は標準物質生産者は、その認定・登録範囲で使用する設備・装置のうち、試験・校正等の結果の正確さ又は有効性に重大な影響を与えるもの(以下「重要設備・装置<sup>注記1)</sup>」という。)について、校正プログラムを確立し、適切な校正を実施することにより国際単位系(SI)への計量計測トレーサビリティを確保しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>a) 試験・校正等の主要な測定に用いる設備・装置<sup>注記2)</sup></p> <p>b) 試験・校正結果の補正因子等、試験・校正結果に直接重大な影響を与える要因の測定に用いる設備・装置<sup>注記3)</sup></p> <p>c) 上記 a)、b)以外の設備・装置であって、それらの測定不確かさが試験・校正等の合成標準不確かさに対する影響が大きいもの<sup>注記4)</sup></p> <p>注記1) 認定・登録プログラムにより、「重要校正(試験)用設備」と呼ばれることがある。</p> <p>注記2) 校正においては、例えば基本量である「長さ」を測定対象量とした光波干渉測定装置やブロックゲージ、組立量である「熱伝導率」を測定対象量としたデジタルマルチメータ(電力)・熱電対(温度)・ノギス(長さ)等、測定対象量を測定するための設備・装置をいう。試験においては、例えば材料の引張試験における引張力を測定する一軸試験機、断面積を測定するために用いられるノギス等、試験結果を得るための設備・装置をいう。</p>	<p>1.目的～ 5.計量計測トレーサビリティの概念 略</p> <p>6.計量計測トレーサビリティに関する基本方針</p> <p>6.1 試験・校正等に用いる重要設備・装置</p> <p>IAJapan に認定・登録された試験事業者、校正事業者又は標準物質生産者は、その認定・登録範囲で使用する設備・装置のうち、試験・校正等の結果の正確さ<sup>注記1)</sup>又は有効性に重大な影響を与えるもの(以下「重要設備・装置<sup>注記2)</sup>」という。)について、校正プログラムを確立し、適切な校正を実施することにより国際単位系(SI)への計量計測トレーサビリティを確保しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>a) 試験・校正等の主要な測定に用いる設備・装置<sup>注記3)</sup></p> <p>b) 試験・校正結果の補正因子等、試験・校正結果に直接重大な影響を与える要因の測定に用いる設備・装置<sup>注記4)</sup></p> <p>c) 上記 a)、b)以外の設備・装置であって、それらの測定不確かさが試験・校正等の合成標準不確かさに対する影響が大きいもの</p> <p>注記1) <u>試験・校正等の結果の正確さに重大な影響を与えるかどうかを評価する際には、附属書が参考になるであろう。</u></p> <p>注記2) 認定・登録プログラムにより、「重要校正(試験)用設備」と呼ばれることがある。</p> <p>注記3) 校正においては、例えば基本量である「長さ」を測定対象量とした光波干渉測定装置やブロックゲージ、組立量である「熱伝導率」を測定対象量としたデジタルマルチメータ(電力)・熱電対(温度)・ノギス(長さ)等、測定対象量を測定するための設備・装置をいう。試験においては、例えば材料の引張試験における引張</p>

注記 3) 校正においては、例えば「長さ」の熱膨張率の測定に用いる温度計などが該当する。試験においては、例えば試験条件を検証するために高精度な設備・装置が規格に基づき要求される場合などが該当する。

注記 4) 設備・装置の測定不確かさが試験・校正等の合成標準不確かさに大きな影響を与えるかどうかを評価する際には、附属書が参考になるであろう。

## 6.2 内部校正 ～6.6 物理定数、国際勧告値等 略

### 7. 校正事業者、試験事業者又は標準物質生産者への計量計測トレーサビリティ要求事項の適用方針

#### 7.1 校正事業者(calibration laboratory)への適用方針(JCSS 及び ASNITE)

(略) 校正事業者が保有する参照測定標準については、適切な NMI から直接校正を受けるか、又は上述の計量計測トレーサビリティが実証できる校正事業者により校正を受けなければならない。ただし、JCSS 認定・登録事業者が保有する特定二次標準器もしくは特定二次標準物質、及び常用参照標準については、特定標準器もしくは特定標準物質にトレーサブルな校正等を受けなければならない(計量法第 143 条第 2 項第一号を参照のこと。)

(略)

これらの場合、校正証明書又は標準物質認証書を発行する事業者は、当該校正等を実施するのに十分なマネジメントシステム及び技術能力を有する必要がある。校正証明書を利用する校正事業者は、それらが十分であることを検証し記録しなければならない。このとき、ISO 9001 の認証を受けている校正事業者、標準物質生産者であることだけを以て十分な技術能力を有している証明とはならない。

力を測定する一軸試験機、断面積を測定するために用いられるノギス等、試験結果を得るための設備・装置をいう。

注記 4) 校正においては、例えば「長さ」の熱膨張率の測定に用いる温度計などが該当する。試験においては、例えば試験条件を検証するために高精度な設備・装置が規格に基づき要求される場合などが該当する。

## 6.2 内部校正 ～6.6 物理定数、国際勧告値等 略

### 7. 校正事業者、試験事業者又は標準物質生産者への計量計測トレーサビリティ要求事項の適用方針

#### 7.1 校正事業者(calibration laboratory)への適用方針(JCSS 及び ASNITE)

(略) 校正事業者が保有する参照測定標準については、適切な NMI から直接校正を受けるか、又は上述の計量計測トレーサビリティが実証できる校正事業者により校正を受けなければならない。

(略)

これらの場合、校正証明書又は標準物質認証書を発行する事業者は、当該校正等を実施するのに十分なマネジメントシステム及び技術能力を有する必要がある。校正証明書を利用する試験事業者は、それらが十分であることを検証し記録しなければならない。このとき、ISO 9001 の認証を受けている校正事業者、標準物質生産者であることだけを以て十分な技術能力を有している証明とはならない。

(略)

注記) JCSS 認定事業者が保有する特定二次標準器等及び常用参照標準については、計量法施行規則第 93 条に規定された期間内に特定標準器等にトレーサブルな校正等を受けなければならない(計量法第 143 条第 2 項第一号を参照のこと。)(→削除)

以上